## 萩園自治会 細則

平成21年4月1日 萩園自治会

自治会活動の円滑な運営と永続性を確保するため、会則に基づいて以下の細則を定める。

(調整会)

- 第1条 会則第16条に基づいて、会の効率的な運営のため、会長を補佐する調整会を置く ことができる。調整会は以下の役員で構成し、会の運営、四役会の議事、行事の原案 等を検討し四役会に提案する。
  - (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 会計 会長は調整会に必要に応じて、他の役員を参加させることができる。

(副 会 長)

- 第2条 会則第10条により副会長は若干名とする。年度ごとに1名又は2名を交代する。 (会 計)
- 第3条 会則第10条により会計は1名とし、必要に応じて副を選任することができる。 (専門部)
- 第4条 会則第5条に基づき、会の事業を円滑に行うため次の専門部を設ける。
  - (1) 総務部 会の運営に関する庶務、事務、広報、慶弔等に関すること。
  - (2) 防災部 防災 (地震、洪水等)、防火、交通安全に関すること。
  - (3) 防犯部 地区内の防犯パトロール、防犯灯管理等防犯に関すること。
  - (4) 環境部 地区内の環境、衛生に関すること。
  - (5) 事業部 会の目的達成に必要な事業(各種イベント)の企画、地区内諸活動の援助に 関すること。
  - (6) 福祉部 地区内の福祉に関すること。

- (7) 文化部 地域の文化活動に関すること。
- (8) 運動部 自治会活動の体育に関する参画や支援に関すること。

(専門部の役員)

第5条 会則第10条により専門部の役員は次のとおりとする。

(1)	総務部	部長	1名	副部長	若干名
(2)	防災部	部長	1名	副部長	若干名
(3)	防犯部	部長	1名	副部長	若干名
(4)	環境部	部長	1名	副部長	若干名
(5)	事業部	部長	1名	副部長	若干名
(6)	福祉部	部長	1名	副部長	若干名
(7)	文化部	部長	1名	副部長	若干名
(8)	運動部	部長	1名	副部長	若干名

(自主防災会)

- 第6条 会則第5条に基づき、自治会内に自主防災会を置き、災害の発生に備え防災活動 や防災訓練を推進する。また、災害の発生した場合は会員、構成員の救命救助及び 避難所の運営を実施する。
  - (1) 自主防災会会長は自主防災組織を統括する。
  - (2) 自主防災会副会長を若干名置くことができる。
  - (3) 自主防災会規約は別に定める。

(地区及び隣組)

第7条 会則第10条により、以下の「地区」及び「隣組」を設置する。地区数や組数は 必要に応じて変更できるものとする。

	地区名	組数
(1)	芝 原	4
(2)	寺 町	6
(3)	番場、東、茅野	14
(4)	上 町	15
(5)	向 町	4
(6)	西町一区	9
(7)	西町二区	5
(8)	南 町	10
(9)	田端町	8
(10)	三谷一区	17
(11)	三谷二区	9

(12) 三谷三区	15	
(13) 三谷四区	7	
(14) 三谷五区A	10	
(15) 三谷五区B	5	
(16) 三谷六区	2	
(17) 住友一区	7	
(18) 住友二区	6	
(19) 辻東一区	15	
(20) 辻東二区	13	
(21) 辻東三区	10	
(22) 辻西一区	13	
(23) 辻西二区	9	
(24) 辻 南	9	
計 24地区	222	組
/// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

(地区委員及び組長)

第8条 会則第11条により地区委員、組長の選任及び業務について次のとおりとする。

- (1) 地区は地区業務運営のため地区委員を選出(互選)する。
- (2) 組は組の運営のため組長を互選する。
- (3) 組長は地区委員と連絡を密にして地区業務を分担処理する。

(広報)

第9条 会則第5条により、会は必要に応じて市の広報、行事予定などを案内する回覧、掲示、活動状況等を会員に知らせる全戸配布の会報を発行することができる。 また、自治会ホームページを運営し、会員に有用な情報を公開できる。

## 附則

この細則は、総会で議決された日より施行する。

平成21年3月21日 制定 平成22年4月24日 改正 平成24年4月23日 改正

令和 4年4月27日 改正 (南・田端町を分離し、南町と田端町とする。なお、

適用日は令和4年4月1日とする。)

令和 5年4月27日 改正 (副会長)
